

社会潮流の整理

(目次)

1. 都市を取り巻く社会潮流と環境変化 (P.2～4)

1 - 1 持続可能な社会の実現

①人口減少・少子高齢化時代の到来

1 - 2 変容する社会構造や生活様式、まちづくりの考え方

①情報化社会の進展 (Society 5.0) (デジタル田園都市国家構想)

②生活様式やライフスタイルの多様化

2. まちづくりをめぐる動向 (P.5～8)

2 - 1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

2 - 2 ウォーカブルな都市づくり

2 - 3 都市のレジリエンス

3. まちづくりの視点 (P.9～12)

3 - 1 まちづくりの取り組み方

①市街地整備 2.0 (新しいまちづくりの取り組み方)

②公民連携・官民連携 (PPP/PFI)

③プレイスメイキング

④リノベーションまちづくり

⑤グリーンインフラの推進

1. 都市を取り巻く社会潮流と環境変化

1－1 持続可能な社会の実現

①人口減少・少子高齢化時代の到来

- ・日本の総人口は、2008 年（平成 20 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、2045 年までには 1 億 800 万人まで減少するとされています。
- ・コロナ禍において社会増の傾向から社会減の傾向に転じ、今後はさらに人口減少や少子高齢化が加速すると考えられます。
- ・このような背景の中、医療・介護を中心とした社会保障制度の課題や出産・育児などの子育て世帯が関係する環境、都市づくりにおける課題など、様々な分野での対策が必要となっています。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年度推計）」
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf

➡ 本市においては、日本の総人口と同様、現在、人口減少が進みつつあるため、現在の住宅都市としてのブランドの維持・向上による、定住人口の維持を図っていくとともに、人口減少・少子高齢化社会を前提とした都市空間の再編を検討することが必要である。

1-2 変容する社会構造や生活様式、まちづくりの考え方

①情報化社会の進展（Society 5.0）（デジタル田園都市国家構想）

- ・ 情報通信技術（ICT）等の社会への浸透により、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）等が農業やまちづくり、医療や教育など様々な分野で利活用されています。このような新技術等がもたらすサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0」という概念が未来の社会像として提唱されています。また、国はこのSociety5.0を地方から実装し「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すデジタル田園都市国家構想を掲げています。
- ・ まちづくり DX では、都市のあらゆる領域で DX を推進し、少子高齢化社会や多様化するライフスタイル等を支えるサステナブルな社会実現のため、オープンデータ化や政策領域におけるデジタル技術の活用等を進めることが重要とされています。

内閣府「デジタル田園都市国家構想」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/about/index.html>

交通の運営の効率化など、情報化社会の進展は加速しています。



②生活様式やライフスタイルの多様化

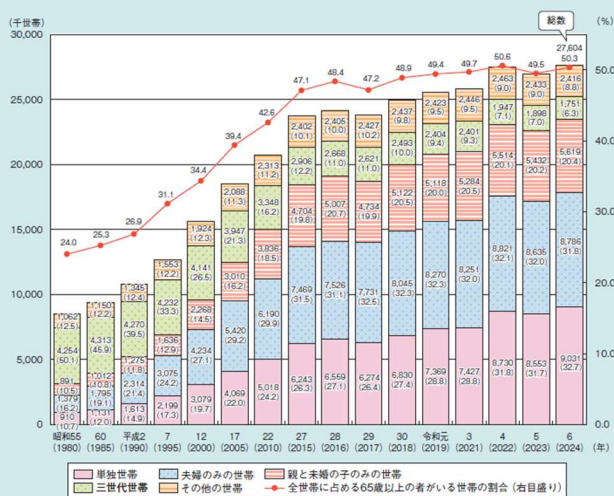
- ・世帯構成の変化やワークライフバランスの充実、リモートワークの普及など、生活様式やライフスタイルが急速に多様化しています。
- ・多様化する生活様式に伴い、個人のウェルビーイング（Well-being）に対する関心、充実の重要性が高まっています。
- ・令和4年（2022年）以降、夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占めていることに加え、65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向にあり、令和7年（2025年）には男性18.3%、女性25.4%、令和32年（2050年）には男性26.1%、女性29.3%となると見込まれています。

内閣府「令和8年版高齢社会白書」

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2026/zenbun/pdf/1s1s_03.pdf

図1-1-8 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世帯に占める65歳以上の者の割合

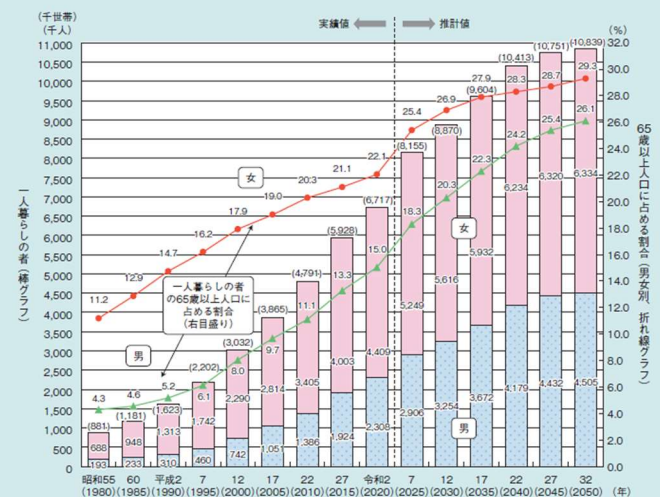
○65歳以上の者のいる世帯について見ると、令和6年現在、世帯数は2,760万4千世帯と、全世帯（5,482万5千世帯）の50.3%を占めている。
○昭和55年では世帯構造の中で三世帯世帯の割合が一番多く、全体の半数を占めていたが、令和6年では夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占めている。



資料：昭和60年以前の世帯数は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の世帯数は厚生省「国民生活基礎調査」による。
(注1) 平成7年の世帯数は国勢調査による。平成28年の世帯数は国勢調査による。
(注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯数に占める割合 (%)。
(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
(注4) 令和2年は新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から調査中止。

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向

○65歳以上の一人暮らしの者は男女共に増加しており、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となり、令和32年には男性26.1%、女性29.3%となると見込まれている。



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年推計）による。
(注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。
(注2) 棒グラフ上の () 内は65歳以上の一人暮らしの者の男女別。
(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
(注4) 令和2年以前は家族型世帯等を除いた値、令和7年以降は家族型世帯等を含んだ値にそれぞれ基づく。

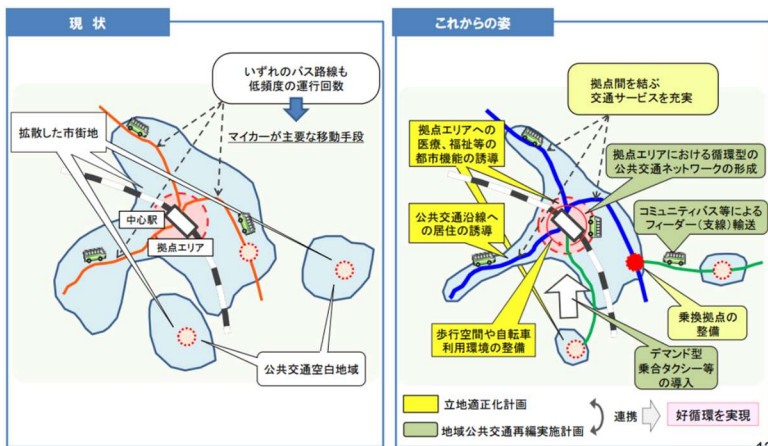
まちづくりの分野においても、MaaS や AI、オープンデータ化など新技術の実装を視野に入れた環境づくりである「まちづくり DX（スマートシティ）」を検討・活用することが重要となっている。

また、技術革新に伴う個人の生活様式やライフスタイルの多様化を踏まえ、市民ニーズを捉えた都市空間の在り方の検討も重要である。特に、住宅都市である本市においては、住まいの身近な場所の価値や、日常生活圏内の拠点等への期待、質の高い居住環境など、求められている空間や機能も幅広く変容していくことが想定される。

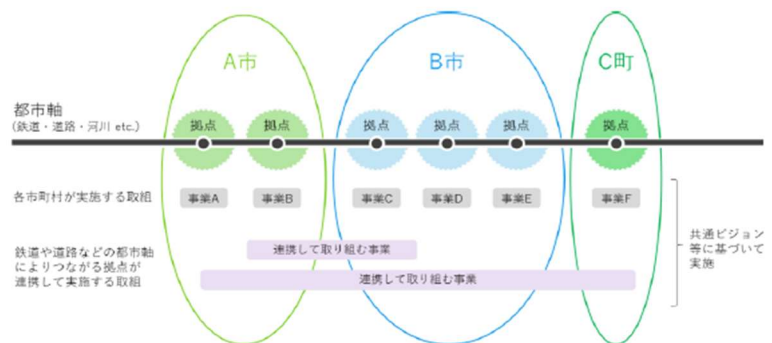
2. まちづくりをめぐる動向

2-1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

- ・日本の多くの都市では、急速な高齢化や人口減少や厳しい財政状況、市街地の適密度化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる生活環境を実現するとともに、持続可能な都市経営を確保することが重要となっています。
- ・こうした中、サービス機能や住居等がまとまって立地し、公共交通により各種施設を結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」により、都市全体の構造を見直す政策が各地で進められています。
- ・平成26年に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、「立地適正化計画制度」が創設されました。
- ・鉄道沿線まちづくりにおいては、行政界を超え複数市町村が連携して、沿線地域の個性や強みを活かしたまちづくりに取り組むことが重要とされています。
- ・マルチハブ&ネットワーク型都市構造の実現に向けて、コンパクトな都心部の拠点開発効果を沿線に波及させていくことや、ライフスタイルの多様化を踏まえ、多様な働き方・暮らし方を選択できる沿線を実現していくことが重要です。



【市町村の行政界を超えて連携する取組イメージ】



↑ 大阪府「大阪のまちづくりグランドデザイン まちづくり指針 Ver2」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o140020/keicho/osaka_machi_portal/granddesign_torikumi.html

- ➡ 市域も小さく交通手段も比較的充実した本市であるが、現在の豊かな暮らしを将来にわたり続けるためには、大阪狭山市にふさわしい持続可能な都市構造のあり方を示した「立地適正化計画 魅力ある都市空間ビジョン～まちづくりのリメイク編～（令和7年（2025年）4月公表）」に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークによる、拠点周辺への都市機能の誘導・集積や拠点間をつなぐ公共交通の維持・向上などといった、まちづくりの推進が重要となる。

2-2 ウォーカブルな都市づくり

- ・今後のまちづくりにおいては、コンパクト・プラス・ネットワークや鉄道沿線まちづくり等の都市再生の取組をさらに推進させるとともに、人びとが集まる交通結節点である駅・駅前広場・周辺市街地を一体的にとらえ、利便性や快適性、安全性などが高水準のより良い駅まち空間を再構築することを目的として、官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら、人中心の「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成する取組みが求められています。
- ・多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力向上や多様な人材、関係人口をさらに引き付ける好循環が確立された都市の構築が目指されています。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図



国土交通省「駅まちデザインの手引き」 →
<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001431090.pdf>

← 国土交通省「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

<https://www.mlit.go.jp/common/001301647.pdf>



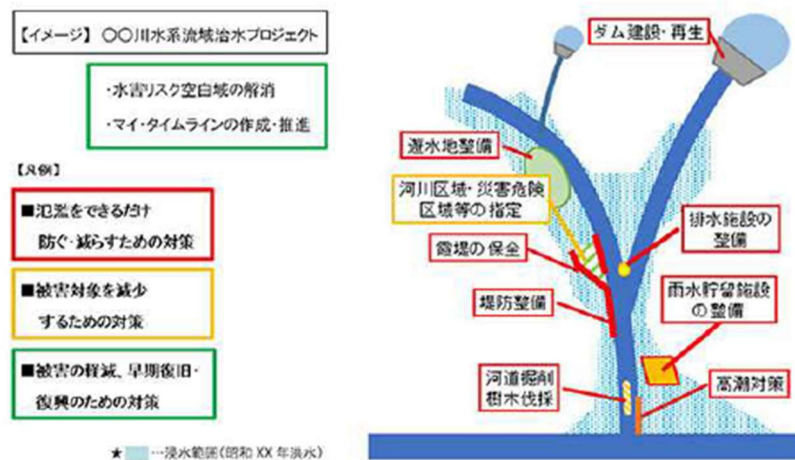
- ➡ ウォーカブル推進都市である本市においては、駅まち空間の都市再生に係る取組を推進する中で、公共交通事業者をはじめとする関係事業者や大阪府、近隣市町村との連携のもと、周辺地域の核となるにぎわい空間や、歩きたくなるまちなかの創出、郊外都市のモデルとなるウォーカブルネットワークの形成が求められる。

2-3 都市のレジリエンス

- ・南海トラフ地震の発生確率の上昇に加え、気候変動による台風や豪雨など、自然災害が激甚化しています。これらの避けることが困難な災害に対して、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水による治水対策の取組み推進や、専門家の参画や住民との合意形成のもと、被災時の被害抑制、被災後の早期立ち直りを可能とする市街地整備を進める復興まちづくりなどが普及しつつあります。

↓ 国土交通省「流域治水」

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/01_kangaekata.pdf



➡ 今後、発生が予想される災害リスクを意識した、あらゆる関係者が協働した災害対策を検討することで、持続可能な都市空間を形成することが重要である。

3. まちづくりの視点

3-1 まちづくりの取り組み方

①市街地整備 2.0（新しいまちづくりの取り組み方）

- ・社会・経済情勢の変化や価値観・ライフスタイルの多様化を受け、求められる市街地の在り方が、「機能鈍化」を基礎とした「合理的な市街地」から「様々なアクティビティが展開される、持続可能で多様性に富んだ市街地」へと大きく変化しています。
- ・今後の市街地整備の進め方は、『行政が中心となって公共空間確保・宅地の整形化・建物の不燃共同化を大規模に志向した開発』から、『「公民連携」で「ビジョンを共有」し、「多様な手法・取組」を組み合わせて、「エリアの価値と持続可能性を高める更新』』（市街地再整備 2.0）へと大きく転換を図る必要があります。

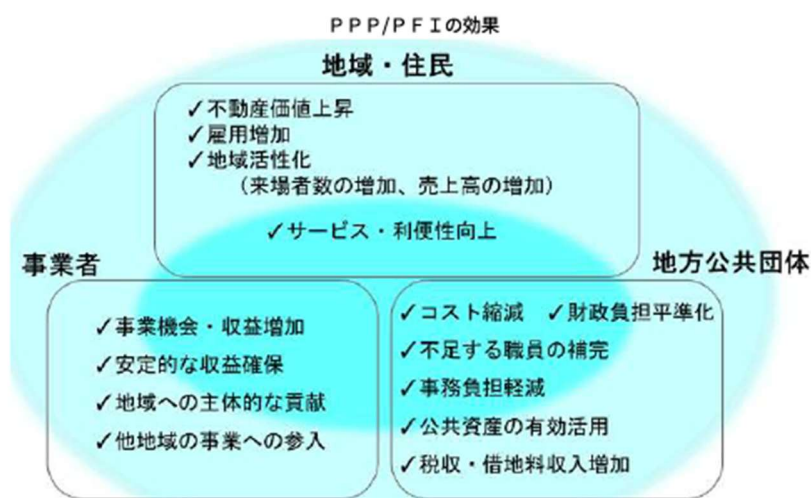


↑ 国土交通省「市街地整備 2.0」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001598587.pdf>

②公民連携・官民連携（PPP/PFI）

- ・ PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財産資金の効率的活用や行政の効率化等を図るものです。
- ・ PFI（Private Finance Initiative）とは、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。
- ・ 公民連携（PPP/PFI）により、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待でき、今後の地域経済の持続的な発展に向けて、このような官民連携手法の積極的な導入検討が求められています。

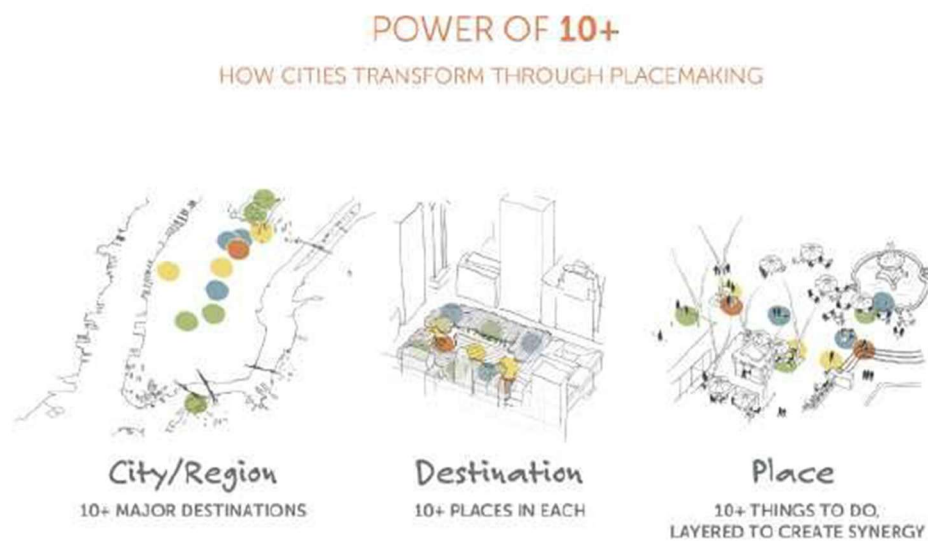


↑ 国土交通省「PPP/PFI（官民連携）」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-1.html>

③プレイスメイキング

- ・プレイスメイキングは、行政、民間事業者など、地域で活動するステークホルダーの連携により、対象となる空間の課題共有や将来ビジョンを作り、社会実験等を通して意味性のある空間をつくっていく手法です。
- ・道路・公園・河川敷などの公共空間に、オープンカフェの設置やイベントの開催をすることによって、新たな滞在空間やにぎわいを創出する取組が広がっています。



国土交通省『「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生』

<https://www.mlit.go.jp/common/001301647.pdf>

(出典) The Power of 10+

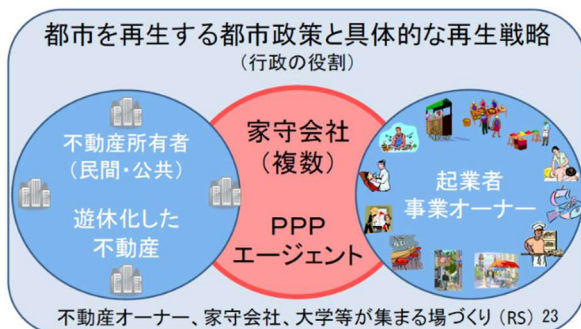
<https://www.pps.org/article/the-power-of-10>

④リノベーションまちづくり

- ・民間主導で、今あるものを活かしながら、必要に応じ時代に適した新しい機能を付与することにより地域の環境を改善していくリノベーションまちづくりの取組が広がっています。
- ・リノベーションまちづくりは、遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生することで、産業振興、雇用創出、コミュニティ再生、エリア価値の向上などを図るものです。

北九州市のリノベーションまちづくり

北九州市では、行政や民間が連帯し、建物管理や入居者支援等を行うことで遊休不動産を再生し、都市産業を集約します。北九州市では現在、小倉駅魚町周辺・門司港・戸畑・若松・黒崎など多くのエリアで取組が行われています。



民間主導・行政参加のまちづくりを進めることで、民間の自立力が存分に発揮されるようになり、停滞し衰退していた、まちが復活に向かう。

北九州市「RENOVATION MAP(リノベーションマップ)」<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000811501.pdf>

交通省「リノベーションまちづくり」<https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/001913939.pdf> より作成

⑤グリーンインフラの推進

- ・「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。
- ・自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応していくことを通して、持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資に貢献します。

国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000015.html

低未利用地のグリーンインフラとしての活用

立地適正化計画に定める居住誘導区域外の区域について、中長期的な時間軸を持ちながら、段階的に発生する低未利用地をグリーンインフラとして位置づけつつ、緑地や農地等として活用します。

国土交通省「グリーンインフラの事例」より作成
<https://www.mlit.go.jp/common/001297376.pdf>



➡ 本市においても、事業者や地域活動団体など様々な主体との公民連携による多様な手法・取組を組み合わせ、都市空間を活用しつつ、新たな波及効果を生むことや、活用を通じて見えてくる空間上の課題の解決など、これまでとは異なるまちづくりのプロセスでエリアの価値と持続可能性を高めるまちづくりを推進するとともに、求められる市街地の在り方の検討や、都市の魅力創出・向上に向けた取組を進めることが重要である。

また、既存ストックの活用や公民連携による地域課題へのアプローチを図るため、市民や地域の活動を支援しつつ、その成果を基に都市空間の質を改善していくような、取組が重要である。

あわせて、本市の強みである水とみどりが豊かな環境が担う役割を拡大し、それらを安全で豊かな暮らしを支えるグリーンインフラとして、都市空間像に位置付けることが考えられる。